

真のタックスペイヤーをめざす

UENO



NO.500



公益社団法人
上野法人会

<https://www.uenohoujin.or.jp/>

コロナ禍の影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を!

法人会の「令和4年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」などからなっている。

全法連では、全国75万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

○感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

○社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえで、その役割と範囲を改めて見直す必要がある。次なる新型コロナウイルスが発生した場合に備える意味でも、抜本的な医

療制度改革の議論を開始する必要がある。

○医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

3. 行政改革の徹底

○地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

・国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。厳しい財政状況を踏まえ、国と地方の公務員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 新型コロナウイルスへの対応

○中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 法人税関係

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を

本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 消費税関係

○消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

4. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

○取引相場のない株式の評価については、企業規

模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直すべきである。

III 地方のあり方

○今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

○地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

IV 震災復興等

○政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○環境問題に対する税制上の対応として、欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

逆境を乗り越える!

株式会社リーダーラボ代表取締役 大野敬浩

従業員とともに
コロナ禍を乗り越えるための

経営者の思考術



2020年から始まったコロナ禍。ワクチン接種は進んでいるものの、終息にはまだ時間がかかりそうです。

すでに一年半以上が経過しましたが、この間、情報通信業界は業績が安定していましたし、自動車などの輸送機器製造業などは業績を伸ばしています。

一方で、営業自粛を求められた飲食業や宿泊業は非常に苦しく、地域の細かなニーズに対応する中小企業は全般的に厳しい状況に置かれたままだといえるでしょう。

昔から企業は「環境適応業」だといわれます。この度のコロナ禍はまさに環境の激変要因であり、私たちにはこの状況を変えることなど決してできません。

そうすると我々事業者は、この環境に適応して自らを変えていくしかないので。

コロナ禍の中、このような状況においてもうまく環境変化に適応している方々にたくさんお会いしました。

一人目は居酒屋を経営されている方です。

私が仲間とお店に伺ったのは、緊急事態宣言発出前夜でまさに明日から休業というタイミングでした。聞いてみると夜の営業はしているものの客足はかなり減っていて昼間中心の商売を従業員と共に考えていたとのこと。

これから鰻屋を開く準備のため、緊急事態の時期を大切にしたいとおっしゃいました。

もう一人は運送業を長く続けておられる会社の社長。

ここ数年、荷主からの要望は増える一方、いただける料金は減少がみで閉塞感の中にあったとのこと。

営業部署のメンバーと相談し、コロナで既存客減少がさらに続くことが予想されたため、まったく異なる業界の新規開拓に挑むのだと話されました。

このように多くの会社が環境の激変に対して適応しようとするのですが、従業員にとってはこれまでのやり方を変えるという意識上もスキル上も大きな転換が求められます。

せつかく慣れ親しんだ習慣を変えるというのは

苦痛であることの方が多いと思います。

それでも共にピンチを乗り越えようと頑張る従業員がいる会社も多数あります。

しかし逆に従業員の賛同を得られず、社長だけがかけずり回るというケースも。

その違いは何なのかについて3点に絞ってポイントを紹介します。

ありたい会社の姿を描き、そこで求められる行動をはっきりとさせよう

コロナ禍にあつて、従業員の皆様も不安であったことでしょう。

不安を払拭するために経営者ができるのは、将来像を示し未来への期待や希望を感じてもらうことではないでしょうか。

すでに多くの経営者の皆様が「これまでやりたかったけれどなかなかできなかったこと」、「まとまった時間がなく手をつけられなかったこと」、先の居酒屋さんや新分野への営業活動を実施する運送会社と同じようなことを始められていることでしょう。

この時、従業員にとって大切なことは、これまでの働き方とは違うルールが生まれてくることです。

居酒屋で元気よく勢いのある接客をしていたスタッフは、鰻屋のおちつきある雰囲気づくりに行動を変えねばならないかもしれません。

お客様ごとに丁寧な営業打ち合わせがモットーだった営業員は、数多くの新規営業先回りにシフトせねばならないかもしれません。

この時どんな行動を重視しなければならないのかについて従業員を迷わせているようでは経営者の仕事をしていることにはならないでしょう。

こちらは駅待ちや街中を流してお客様を取っていたタクシー会社が、指名依頼中心、福祉タクシーなどへ展開していこうとしたときに立案した行動基準（一部・抜粋のみ、**右上掲載**）です。

従業員との話し合いの中から約束事が立案できることが理想といえます。

将来へのビジョンだけでなく、次なる環境下における行動・思考ルールを示してやり、判断や行動を迷わせないことが重要です。

〇〇タクシー 新行動基準（一部抜粋）

- お客様を迎えに上がった時は必ずドアサービスを行います
- お客様の安全のため、シートベルトのご案内を必ずします
- 利用する道路・経路地の希望をお客様にお聞きします。一任された時は、最も効率的なルートを提案します
- 車内温度が適切かどうかお客様に確認します
- お客様の身体状況や体調などに配慮し、気持ちを汲みながら接客します

行動には報いよう

せっかくあるべき姿を描き、従業員が取るべき行動を定めたのなら、さらにその動きを加速させたいものです。リーマンショックのころ、先ほどの運送会社と同じように新規営業開拓で何とか乗り切ろうとした会社がありました。

その会社は営業チームを2つ作り、一つを既存顧客担当、もう一つを新規顧客担当としたそうです。そもそも既存顧客から受注するのと、新規顧客から受注するのではその労力の差は6倍とも8倍ともいわれるほどで他では扱いない価値ある製品を扱っているなどの事情がない限り、新規営業の成功率は低いものです。

既存顧客と対応していれば前年比では減少していてもそれなりの数字は上がります。一方の新規顧客対応チームの数字は上がってこない。

この状況で社長は新規チームに日々檄を飛ばしていたのですが、ボーナスの査定において既存チームに高い評価を与えてしまったのです。

これには営業員たちが憤慨し、新規チームでは離職者が相次ぎました。そのうち新たな動きはパタリと止まったということです。

新たな動きは成果が出るまでかなりの時間がかかるものです。上記の鰻屋もお客様が定着するまでには時間がかかるでしょう。

その間は成果というよりもプロセスや行動変化をきちんと評価してあげるべきなのです。

評価における不公平感を生み出してしまうと、新たなチャレンジに従事する従業員の士気をそぐことは間違いありません。

慎重に教育を組み立てよう

将来なりたい姿を描き、従業員のやる気を高めた後に問題となるのは、目の前に立ちはだかる課題をクリアできるだけの能力が身についていない場合です。将来なりたい姿を描き、従業員のやる気を高めた後に問題となるのは、目の前に立ち

だかる課題をクリアできるだけの能力が身についていない場合です。

鰻屋であれば、マネジャーに抜擢した若手社員には売上や顧客の管理、あるいは労務・部下の管理などのマネジメント能力がない、運送会社であれば営業員に新規営業を実践するだけの交渉スキルや人間関係スキルあるいは話法等の基本スキルがないという場合もあるでしょう。

この時、従業員が自ら学んでくれたら最も効率的ですが、新分野であるが故になかなかそうはいかないでしょう。

教育予算が潤沢であればコンサルタント会社や社員教育会社に事情を話して自社流にカスタマイズした方法で研修等が実施できれば良いのですが、なかなかそれほど余裕のある会社も少ないと思われれます。その時多くの会社がどうするかというと、参加料が格安で短時間で実施されるという理由で、各種団体などが催す研修会などに社員を送り出すということになりがちです。

ただ、このような研修会はさまざまな会社の従業員が集まりますから、講師は一般論中心で語らねばなりません。一般論をはずれて講師の持論を展開することもあるでしょうが、これとてその論が自社にばっちり合うとも思えません。そうなる会社と会社の姿を描き、評価や人事の仕組みで動機づけた自社流の動きが、一つのベクトルでつながりなくなってしまう可能性がでてくるのです。

ただ勘違いしてほしくないのは、このような教育方法が間違っているとか悪いと、言っているのではないということです。

経営トップ自らも参加してみて、良いところだけを受け入れるというのも良いし、参加した従業員から内容を話してもらって自社で取り入れられるものを厳選すれば一つのベクトルが保てることになるでしょう。経営ビジョン、評価、教育を一本筋の通ったものにするのが非常に重要なのです。

以上、「従業員とともにコロナ禍を乗り切る」ための経営者の思考術について3つのポイントを紹介しました。ワクチンの接種も進んでいますし、抗体カクテル療法なども出てきましたが、もうしばらくこの混乱は続く可能性があります。

まだ将来の姿も描き切れていない！新たな動きを始められていない！という経営者の皆様も遅くありません。

ウィズコロナ、そしてアフターコロナ時代において従業員と共に幸せになる方法を模索してみてください。

令和3年度 公益社団法人上野法人会・女性部会

主催：公益社団法人上野法人会
後援：国税庁

税に関する絵はがきコンクール

女性部会（中野部会長）では、税に関する絵はがきコンクールを開催いたしました。
台東区内小学校9校の6年生を対象に募集し、533作品の応募がありました。

入選作品
発表！

東京上野税務署長賞



名雪 亮太郎さん
(大正小学校)

上野法人会長賞



石川 葵さん
(根岸小学校)

台東区長賞



岩澤 美咲さん
(根岸小学校)

女性部会長賞

堀江 みうさん
(谷中小学校)



台東都税事務所長賞

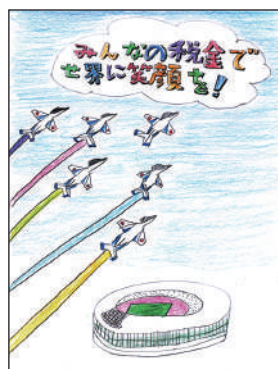
山田 悠月さん
(大正小学校)

優秀賞

(優秀賞：五十音順)



大貫 結衣さん
(根岸小学校)



栗田 萌杏さん
(黒門小学校)



外川 陽菜さん (平成小学校)



小泉 さくらさん
(忍岡小学校)



優秀賞



小森 心絢さん
(金曾木小学校)



齊藤 央峨さん
(根岸小学校)



佐藤 瑚珀さん
(上野小学校)



佐野 沙羅さん
(黒門小学校)



陳 思嘉さん
(黒門小学校)



辻 かさねさん
(谷中小学校)



中川 琴心さん
(東泉小学校)



菱山 周作さん
(金曾木小学校)



牧石 双葉さん
(上野小学校)



森 水さん
(東泉小学校)



若生 朋香さん
(忍岡小学校)



その質問、
チャットボットに
相談してみませんか？

年末調整に関するご相談は
令和**3**年**10**月から

所得税の確定申告
に関するご相談は
令和**4**年**1**月中旬から

※具体的な日程は、国税庁ホームページで
お知らせします。

24時間利用可能
※メンテナンス期間を除きます。



税務職員ふたば

チャットボットの相談範囲

“年末調整”に関するご相談

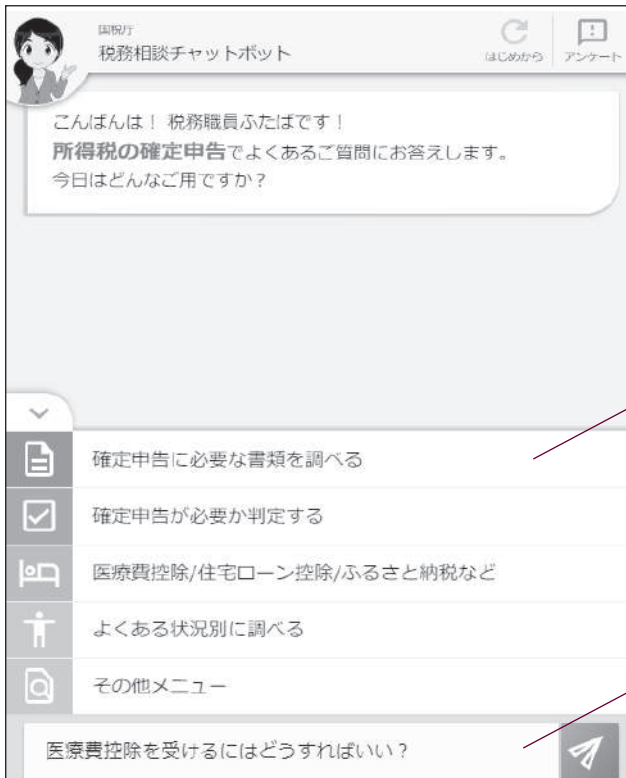
主に従業員の方が年末調整の各種申告書を作成する際に問合せが多い次の事項に対応しています。

- ・年末調整の各種申告書の内容、書き方、添付する書類に関すること
- ・年末調整で適用される控除に関すること
- ・令和3年分の税制改正に関すること
- ・転職をした場合や育児休業を取得した場合など、その方の状況に応じて行う年末調整の手続に関すること など

“所得税の確定申告”に関するご相談

- ・確定申告の手続に関すること
- ・給与所得、年金の所得に関すること
- ・配当所得、株式の譲渡所得に関すること
- ・医療費控除、住宅ローン控除に関すること
- ・社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除（ふるさと納税）、雑損控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、基礎控除に関すること
- ・e-Tax や確定申告書等作成コーナーの操作に関すること
- ・令和3年分の税制改正に関すること

質問のしかたは2通り



1. メニューから選択する

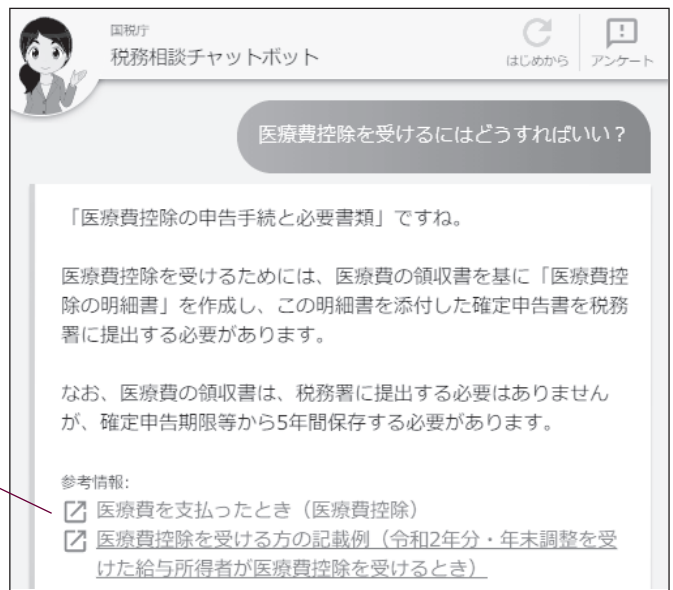
よくある質問などはメニューから選択して、質問することができます。

2. 文字で入力する


話し言葉、キーワードなどの文字で入力して質問することができます。どのメニューを選んでいかわからない場合などは、こちらから入力して質問することができます。

質問をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報のリンク  をクリック



- チャットボットは、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) からご利用いただけます。
- 画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- 令和3年10月から同年12月まで令和3年分の年末調整に関するご相談に対応します。 令和4年1月から令和3年分の所得税の確定申告に関するご相談を開始する予定です。
- メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

国税庁 ふたば 



スマホでのご利用は
こちらから！



国税庁 法人番号7000012050002

委員会報告

第1回公益事業委員会

【とき】令和3年10月19日（火）11:00～
 【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階

【議題】1) 税を考える週間「大型講演会」について
 2) その他

公益事業委員会（志賀委員長）では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、三密対策を十分に施し、第1回公益事業委員会を開催しました。11月19日に開催予定の「大型講演会」（牧野健太郎氏「浮世絵からお江戸にタイムスリップ」）についての打合せや、今後の事業についてなどを協議しました。



志賀委員長 常見担当副会長 松田統括官 小森上席調査官



部会報告

青年部会

租税教室

「税金ジュニアスクール」



青年部会（桜井部会長）では税についての大切さを感じてもらうことを目的とした租税教室「税金ジュニアスクール」を台東区内小学校9校で実施しました。4月の平成小学校、6月の金曾木小学校・黒門小学校・根岸小学校・上野小学校・東泉小学校、7月の大正小学校・忍岡小学校に続き、10月に谷中小学校で実施しました。新型コロナウイルス感染症対策を講じ、学校関係者、東京上野税務署の協力のもと、9校での実施を無事終えることが出来ました。

谷中小学校 令和3年10月14日（木）10:50～11:35



女性部会

第1回正副部会長会議

【とき】令和3年9月14日（火）13:30～
 【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階



中立部会長

女性部会（中立部会長）では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、三密対策を十分に施し、正副部会長会議を開催しました。下期事業予定等協議の後、「税に関する絵はがきコンクール」審査会を開催し、入選作20作品を選出しました。



第1回幹事会

【とき】令和3年9月28日（火）14:00～
 【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階

女性部会（中立部会長）では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、三密対策を十分に施し、第1回幹事会を開催しました。「税に関する絵はがきコンクール」審査会についての報告や令和3年度下期事業について協議しました。

中立部会長



(司会) 鐔副部会長



松田法1 統括官



小森上席調査官

ネット会議は「顔出し」で

(株)アルティスタ人材開発研究所
代表 玄間千映子



コロナ対応ということで在宅ワークも随分、日常的な働き方になってきました。その働き方の中で浸透したのが、ZoomやTeamsなどによるネット会議という手法ではないでしょうか。今では日常的な会議に加え、様々な講演会もネット上で開催されることが増え、おかげでそれまで物理的距離のあった地域からでも容易に参加でき、情報収集も便利になりました。

ところが、読売新聞が2021年8月に行ったアンケート調査によると、対象とした国内の主要企業121社のうち、在宅ワークの実施企業104社の中で特に社員同士の「コミュニケーション不足」が課題だとしたのは91社、約9割にのぼったといえます。

ネット会議は、会議参加者の顔も見え、電話やメールに比べて話し手の様子も受け取れて、さぞかしコミュニケーションは豊かになっただろうと思うのに、実は「不足」だということです。そこで、コミュニケーションに用いる「日本語」の特徴と、会話の受け手が話者から受け取る様々な情報の重みを種類で整理した「メラビアン法則」から、この問題を眺めてみました。

日本語による会話の特徴を「共話」型と名付けた日本語教育学者の水谷信子氏によると、日本語は話し手と聞き手という区別が曖昧で、共に「気配」という非言語情報で共通理解を求めながら2人の会話を絡ませ合い、1本の線のようにつながっていくような話し方が特徴だといえます。

たとえば、A「あ、お忙しいところ誠に恐れ入りますが…」、B「いえ、いいですよ」、A「この間、お願いしたことなのですが…」のように。つまり、日本語では、話者が発話を続けるために聞き手が行う頷きなどの態度やしぐさといった非言語情報がとても重要ということになりそうです。

加えて、アメリカの心理学者アルバート・メラビアンの実験によると、視覚、聴覚、言語の3つの情報がそれぞれ異なった印象を発信した場合、受け手は「見た目、しぐさ、表情、視線」という視覚情報を55%、「声の質や大きさ、話す速さ、口調」という聴覚情報を38%、「言葉そのものの意味、会話の内容」という言語情報による部分は7%という比重で、発話者の意図を判断していたといえます。

たとえば、「笑いながら、叱る」のように視覚情報が「ポジティブ情報（笑っている、明るい表情）」であると、聴覚情報が「ネガティブ情報（低いトーン、怒った声）」であり、言語情報も「ネガティブ情報（叱られている内容や言葉遣い）」であっても、55%の視覚情報のポジティブという傾向が効き、受け手には「怒っていない」というメッセージとなって伝わってしまうのです。

百聞は一見に如かず。ただでさえ日本語による会話は、非言語情報をベースとする「共話」型です。こうなると、在宅ワークで円滑なコミュニケーションを促すには、「見た目、しぐさ、表情、視線」を届けるためネット会議はカメラをONにして「顔出し」で行うことが、最低限のことになりそうです。

【筆者紹介】玄間千映子（げんま・ちえこ）

(株)アルティスタ人材開発研究所代表。
國學院大學卒。米インマヌエル大学大学院卒業後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。現在、信州大学のコーディネーター兼技術アドバイザー他、団体役員などを併任。著書に『朗働の時代』『ジョブ・ディスクリプション一問一答』『リストラ無用の会社革命』など。

表紙 <寛永寺清水観音堂 月の松 から弁天堂を望む>

■令和3年11月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

法人会に入りませんか？

法人会は、税に関する活動で 企業や社会に貢献します！

法人会とは？

70年を超える歴史をもつ、約75万社が加入する経営者の団体です。
税のオピニオンリーダーとして、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。
「税の知識が身につく」「人脈が広がる」「地域社会に貢献できる」などのメリットがあります。



税の提言活動

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

税と経営の研修

税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会など様々な研修会を開催しています。その他、各種セミナーや会員交流会などで、あらゆる業種の経営者と知り合うことができ、新しい仕事のつながりができる絶好のチャンスとなります。



税の啓発活動

女性部会が主体となり、小学生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクール等を実施し、税の普及・啓発活動に取り組んでいます。また、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、法人会自主点検チェックシートの活用を推奨しています。

租税教育活動

次代を担う児童・生徒の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、租税教育用テキスト等の刊行や、法人会役員・青年部会員が「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。

従業員の退職金準備は

特 退 共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

